

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2018/8/16号 (No. 283)

【知的財産権部からのお知らせ】

○ 2018年度第3回中国IPG全体会合・ジェトロ知財セミナーのご案内

第一部は、中国IPG会員のみが参加し、中国IPGの運営や活動等に関する情報共有を図ります。
第二部は、中国IPG会員に限らず皆様にご参加いただき、知財に関わるセミナーを開催します。ぜひご参加ください。

◆日時：2018年9月13日（木）13時30分～17時30分

（第一部13時受付開始、第二部15時受付開始）

◆場所：上海揚子江万麗大酒店3F 揚子2号宴会庁A庁
（上海市延安西路2099号（Tel：021-6275-0000））

◆主催：日本貿易振興機構上海代表処、中国IPG

◆プログラム：

＜第一部＞中国IPG全体会合（13：30～15：00）

1. 中国IPG活動中間報告

（1）挨拶・中国IPG活動等の報告

中国IPGグループ長（ソニー（中国）有限公司）西田達也 氏

（2）各専門委員会委員長による今年度活動内容の中間報告

（1）戦略・活用専門委員会 （2）紛争・訴訟専門委員会 （3）インターネット専門委員会

（4）保護と利用のバランス専門委員会 （5）知財情報分析専門委員会

（6）政府促進策研究専門委員会

（3）各WGリーダーによる今年度活動内容の中間報告

（1）自動車・自動車部品WG （2）化粧品WG （3）農薬WG

（4）人材育成委員会委員長による今年度活動内容の中間報告

2. その他連絡事項

＜第二部＞ジェトロ知財セミナー（15：30～17：30）※同時通訳付

講演1（15：30～16：20）

【テーマ】「インターネット上の不正競争行為について」

【講師】華東政法大学知識産権学院 院長 黄武双 氏

※中国不競争法改正委員会の委員であり、中国工商総局の委託にて「技術手段等によるインターネット上の不正競争行為を禁止する若干規定（草案）」を作成中

講演2（16：20～17：10）

【テーマ】「中国特許法改正に関わる最新情報」

【講師】南京理工大学知識産権学院 副教授 郭鵬鵬 氏

※中国特許再審委員会元審査員

質疑応答（17：10～17：30）

◆参加費：無料

◆定員：140名（※定員になり次第、締め切ります。）

◆お申し込み方法：参加ご希望の方は、下記URLよりお申込みください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/pcs/180913>

◆お申し込み締め切り：2018年8月31日（金）

◆お問い合わせ先：ジェトロ上海事務所知的財産・イノベーション部

【最新ニュース・クリッピング】

○ 中央政府の動き

1. 国家知識産権局、電子商取引分野の知的財産権保護を強化(国家知識産権網 2018年8月8日)
2. 国家知識産権局、モバイル決済などの知的財産権分析評議報告書を発表(国家知識産権網 2018年8月8日)
3. 国家知識産権局、地理的表示製品保護公告を初めて発布(国家知識産権網 2018年8月8日)
4. 国家知識産権局、「インターネット+知的財産権保護活動方案」を発表(国家知識産権網 2018年8月3日)
5. 国家林業と草原局、知的財産権行政処罰事件公開「実施細則」を公表(国家知識産権網 2018年8月3日)
6. 国家市場監督管理総局、模倣品などの摘発強化で通達(国家知識産権網 2018年8月3日)

○ 地方政府の動き

1. 企業の海外における専利実務セミナーを深センで開催(国家知識産権網 2018年8月8日)
2. 遼寧省知的財産権代表団がベラルーシとロシアを訪問(国家知識産権網 2018年8月8日)
3. PCT 国際出願とハーグ協定に関する実務研修クラス、広州で開催(国家知識産権網 2018年8月6日)
4. 北京市政府「行動計画」、知的財産権保護とサービスを強化(国家知識産権網 2018年8月3日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

1. 天津が知的財産権保護を強化、上半期の知的財産権訴訟が1866件(中国政府網 2018年8月7日)

●ニュース本文

○ 中央政府の動き

★★★1. 国家知識産権局、電子商取引分野の知的財産権保護を強化★★★

国家知識産権局は8月より電子商取引分野の知的財産権侵害、模倣品を摘発する特別活動を4カ月に渡って実施することになった。国の知的財産権保護に関する方針を徹底し、「ソーシャルコマース」の拼多多(Pinduoduo)を含むショッピングサイトなどの知的財産権侵害、模倣品問題を確実に解決することを図る。

特別活動において、国家知識産権局は4つの面から電子商取引分野の知的財産権保護を強化することとしている。それぞれ▽重点地域の取り締まり活動の強化、▽重点事件の摘発とその情報公開の強化、▽模倣品などの源である実店舗を対象とした調査、摘発の強化、▽各部門の責務を明確にした活動体制の強化——である。

(出典：国家知識産権網 2018年8月8日)

★★★2. 国家知識産権局、モバイル決済などの知的財産権分析評議報告書を発表★★★

国家知識産権局保護協調司が主催する「2018年重点分野知的財産権分析評議報告書」の第一回発表会が福建・廈門で開催された。モバイル決済、半導体ストレージ、超高精細ディスプレイなどの重点産業に関する知的財産権分析評議の成果が発表された。

国家知識産権局保護協調司の責任者は発表会で、知的財産権分析評議に関する政策を説明した。華智数創(北京)科技発展会社がモバイル決済産業と超高精細ディスプレイ産業の知的財産権分析評議

報告書を、国家知識産権局・専利局の専利審査協力湖北センターが半導体ストレージ産業の知的財産権分析評議報告書をそれぞれ発表した。このほか、情報技術分野の専門家は標準必須特許などについて演説を行い、参会者らと交流を行った。

国家知識産権局は今年、産業集積地域を対象に今回のような発表会を6回開催する予定である。
(出典：国家知識産権網 2018年8月8日)

★★★3. 国家知識産権局、地理的表示製品保護公告を初めて発布★★★

国家知識産権局はこのほど、内モンゴルや遼寧、吉林、黒龍江などの地理的表示管理部門から推薦された21の地理的表示保護製品の登録を認可する旨の公告を発布した。葱、米などが含まれる。同時に企業88社による地理的表示の専用標識使用が認可された。

これにより、中国の地理的表示製品は2380に達した。この中で、2319の内国製品と61の外国製品が含まれる。地理的表示の専用標識使用が認められた企業は8179社となっている。

国務院の機構改革に関する決定に基づいて、今年4月に再編された国家知識産権局は地理的表示製品の保護申請に関する受理、認可などを担当するようになった。同局として地理的表示製品の認可に関する公告発布は今回が初めてである。

(出典：国家知識産権網 2018年8月8日)

★★★4. 国家知識産権局、「インターネット+知的財産権保護活動方案」を発表★★★

国の知的財産権保護の強化に関する方針を徹底し、「インターネット+」を活用した知的財産権の保護強化、監視管理方法の刷新を推進するために、国家知識産権局(SIPO)が「インターネット+知的財産権保護活動方案」を作成し、発表した。

知的財産権保護方法の改革を推進するための重要な手段として、同「方案」は「インターネット+」を活用することを明確にした。▽法執行活動における指導、管理体制の刷新や、▽知的財産権侵害、詐称に対する調査、監視活動におけるビッグデータ、人工知能などの情報技術の駆使——などを通じて、企業の正常な生産と経営への影響を最小限に抑える前提で、知的財産権侵害、詐称行為を取り締まる活動の効率を向上させる。

「活動方案」は主な内容として、総体的要求、主要な任務、活動体制、進捗管理、活動保障の5部分が含まれる。

(出典：国家知識産権網 2018年8月3日)

★★★5. 国家林業と草原局、知的財産権行政処罰事件公開「実施細則」を公表★★★

国家林業と草原局がこのほど、「模倣品劣悪商品の製造販売と知的財産権侵害に関する行政処罰事件の情報公開活動に関する実施細則」を公表した。8月1日より2023年7月31日まで施行される。

「実施細則」によると、国家林業と草原局は、同局が調査、処理した▽樹木の種苗に関する模倣品・劣悪品の生産、販売事件と▽林業植物新品種権を侵害した事件——の関連情報を政府公式サイトで公開する。公開される内容は、行政処罰決定書番号、事件名称、違法企業名称、違法者名称などが含まれる。植物新品種の権利者の営業秘密に関わる情報については、事前に同権利者の意見を求めることにしている。

今回発表された「実施細則」は、2014年に発表された「国家林業局の模倣品劣悪商品の製造販売と知的財産権侵害に関する行政処罰事件の情報公開活動に関する実施細則」を改正したものである。

(出典：国家知識産権網 2018年8月3日)

★★★6. 国家市場監督管理総局、模倣品などの摘発強化で通達★★★

消費者と商標権利者の合法的な権益を守り、公平に競争する市場秩序と安全で安心な消費環境を維持するために、国家市場監督管理総局がこのほど通達を出し、模倣品・劣悪商品の製造販売に関わる違法行為の摘発を強化するよう要求した。

「通達」は模倣品、劣悪商品の製造販売を全面的に取り締まる方針を明確にした。今年度の特別行動において、「傍名牌」（有名ブランドの便乗使用）を含む模倣品の製造販売、その他の商標権侵害、虚偽宣伝などを摘発し、重大な違法行為については、生産、販売を含めて全面的に調査することとしている。

各地方の監視管理部門に対し、「通達」は商標権利者と消費者からのクレーム、通報をタイムリーに受理し、真剣に調査するよう求めている。また、通販サイト運営者の義務として、商標権利者と消費者の合法的な権益を確実に守り、市場監督管理部門の関連活動に協力することなどを強調した。

（出典：国家知識産権網 2018年8月3日）

○ 地方政府の動き

★★★1. 企業の海外における専利実務セミナーを深センで開催★★★

企業の海外における専利（特許、実用新案、意匠）実務セミナーがこのほど広東省・深センで開催された。一部企業からの知的財産管理担当者を含む70名がこのセミナーに出席した。

会議において、ドイツ企業関係者は特許資産指数（Patent Asset Inese™）活用による画期的な技術革新の経験を紹介した。知的財産権サービス機構からの代表は▽国際協力条約（PCT）に基づく国際出願戦略、▽米国と欧州における特許ポートフォリオ戦略、▽海外における専利出願スキル——などを説明した。

経験共有などを通じて、国内企業による海外での特許出願スキルの改善、その海外特許出願の効率と成功率の向上に寄与することが期待される。企業の海外特許ポートフォリオ、国際市場進出を促進する上、重要な意義があるとみられる。

（出典：国家知識産権網 2018年8月8日）

★★★2. 遼寧省知的財産権代表団がベラルーシとロシアを訪問★★★

ベラルーシ国立大学とロシア中国商工会議所の招待を受け、遼寧省知識産権局の李長春局長率いる代表団がこのほど、ベラルーシとロシアを訪問し、知的財産権協力について協議を行った。

代表団はベラルーシ国立大学、ベラルーシ国立科学アカデミー物理化学研究所を見学し、ベラルーシ国立大学と「知的財産権協カメカニズムを構築する枠組み協定」を締結した。双方は、知的財産権分野の政策、研修などに関する交流を強化し、知的財産権関連の学術交流セミナーを定期的で開催することなどで合意した。

ロシア側との協議において、双方は、法律や情報などの面で、特許技術の移転、産業化に関する協力、交流を支援し、両国の実務レベルの協力や人的交流と、双方の研究機関、ハイテク企業による特許技術の開発、運用を支援したいと表明した。

（出典：国家知識産権網 2018年8月8日）

★★★3. PCT 国際出願とハーグ協定に関する実務研修クラス、広州で開催★★★

広東広州市でこのほど、PCT に基づく国際出願と意匠の国際登録に関するハーグ協定関連実務に関する研修クラスが開催された。広東省知的財産権研究発展センターと国家知的財産訓練（広東）基地が共催した。広東省の企業、知的財産権サービス機構、大学、研究機関などの関係者約150人が参加した。

国家知識産権局・専利局の関係担当者がPCT 国際出願制度と実務について講義を行った。また、意匠の国際登録に関するハーグ協定の現状、特徴と、同協定を活用する方法、注意事項などを説明した。

研修クラスを通じて、広東省の企業や知的財産権サービス機構、大学、研究機関の関係者が PCT 国際出願の実務、国際特許制度の発展の動き、国際意匠制度の活用などについて理解を深めた。

(出典：国家知識産権網 2018 年 8 月 6 日)

★★★4. 北京市政府「行動計画」、知的財産権保護とサービスを強化★★★

北京市政府がこのほど、「改革の全面的な深化と対外開放拡大の重要施策に関する行動計画」を発表した。同「行動計画」に盛り込まれている 117 の具体的な施策の中に、知的財産権の強化に関するものが多数含まれている。

科学技術文化体制の改革について、「行動計画」は、投資や人材育成、知的財産権などの政策整備により次世代情報技術、集積回路などを含む 10 の先端産業の成長を促進する方針を明確にした。

また、ビジネス環境の改善については知的財産権の保護、サービスの強化などに関して、▽商標登録手続きの簡素化改革の推進、北京商標審査協力センターの設置、マドリッド協定に基づく国際出願の受理、審査に関する北京窓口の設置、▽知的財産権活動会議制度の整備、中国（北京）知的財産権保護センターの設立、一部分野における専利の迅速な審査などの実現、▽知的財産権サービス能力の向上、「プラットフォーム、機構、資本、産業」を一体化させた知的財産権運営体制の構築——などの施策を打ち出した。

(出典：国家知識産権網 2018 年 8 月 3 日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

★★★1. 天津が知的財産権保護を強化、上半期の知的財産権訴訟が 1866 件★★★

天津市は市知識産権局を含む各知的財産権保護の関連部門が厳格な保護政策の施行、典型的事例の公開、保護体制の整備、企業を対象としたサービスの強化、普及啓発の拡大などを通じて、知的財産権の保護で目覚ましい成果を上げている。

今年 1～6 月、公安部門は犯罪の疑いで容疑者 33 人を逮捕し、検察機関は知的財産権侵害事件 112 件で逮捕状を発行し、187 人を提訴した。裁判機関である法院は知的財産権事件 1866 件を受理し、1183 件を結審した。また、専利行政管理部門が調停、処理した専利紛争事件は 81 件、市場監視管理部門が摘発した知的財産権侵害、詐称事件は 153 件、税関が摘発した知的財産権侵害事件は 59 件にそれぞれ達する。

天津市知識産権局は同市の関連部門と協力して、厳格な知的財産権保護を目指す一連の施策の徹底を進めている。スマート製造、情報技術などの重点産業を中心に、市知識産権局はネットワーク化された知的財産権保護の公共サービスシステムを構築している。濱海中関村産業パークなどですでに 10 の知的財産権保護サービス窓口が設置されているという。

(出典：中国政府網 2018 年 8 月 7 日)

【中国 IPG のご紹介】

中国 IPG (Intellectual Property Group in China、中国知的財産権問題研究グループ) は、在中日系企業・団体による、知財問題の解決に向けた取り組みを行うことを目的とした組織です。

主な活動には、年 5 回開催する予定の全体会合（メンバー間の情報交換や各種講演を実施）や、特定テーマについての検討を行う専門委員会、会員の所属業界における知的財産問題についての情報交換を行う WG 等があります。その他、知財関連法令についての意見募集への対応等を行っています。

ご関心・ご参加をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

★中国 IPGweb サイト：<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipg/>

★中国 IPG 事務局（ジェトロ・北京事務所 知的財産権部）

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro.go.jp

【配信停止・配信先変更】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。
配信先を変更したい場合は、配信停止をした上で新たな E メールアドレスをご登録ください。

https://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved